

1 2 月定例教育委員会 (議 題)

- ① 佐世保市教育委員会会議規則の一部改正の件 (総務課) . . . P 1～P 5
- ② 佐世保市社会教育委員選任の件 (社会教育課) . . . P 6～P 7
- ③ 佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件 (学校教育課) . . . P 8～P 10

令和7年12月 定例教育委員会議題

佐世保市教育委員会会議規則の一部改正の件

佐世保市教育委員会会議規則（昭和31年教委規則第5号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和7年12月25日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
<p>第2章 会議 第2条～第4条（略）</p> <p>第5条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、会議に参加すること（以下「オンラインによる参加」という。）ができる。この場合において、教育長及び委員がオンラインによる参加をしたときは、法第14条に規定する会議に出席したものとみなす。</u></p> <p><u>3 委員は、会議に出席することができないときは、その事由を具して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。</u></p> <p>第6条～第15条（略）</p>	<p>第2章 会議 第2条～第4条（略）</p> <p>第5条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p> <p><u>2 委員は招集に応ずることができないときはその事由を具して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。</u></p> <p>第6条～第15条（略）</p>

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

教育委員会会議への出席について、教育長が必要と認めるときは、オンラインによる参加を可能とするとともに、会議への出席方法について、指定場所への参集以外にオンラインによる参加を加えることに伴い、文言整理をするため提案するものです。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議及び教育委員会の会議を開催する場合における文部科学省としての考え方についてまとめましたので送付します。

2 初初企第 17 号
令和 2 年 7 月 28 日

各都道府県・指定都市総合教育会議担当課長
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅野 敦 行

(印影印刷)

オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議
の開催について（通知）

近時、新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り接触機会を低減させるため、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催する必要性が高まっているところです。

今般、このことについて、下記のとおり文部科学省としての考え方をまとめましたので、総合教育会議等の運営に当たり、これを参考としてくださいますようお願いします。

このことについて、都道府県総合教育会議担当課長におかれては域内の市（政令指定都市を除く。以下同じ。）区町村に対し、都道府県教育委員会総務担当課長におかれては域内の市区町村教育委員会に対して周知くださいますようお願いします。

記

1. オンライン会議システム等を活用した会議の開催について

合議体として、複数の構成員が相互に、自由、率直に意見を交換し合うことによって、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システムやテレビ会議システムを活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催することも可能と考えること。

その場合、例えば、会議の構成員の全員又は一部がオンライン会議システム等を活用して会議に出席する方法が考えられること。

また、この場合の出席については、構成員がオンライン会議システム等を利用して発言等ができる状態になること、議決については、構成員がオンライン会議システム等を利用して任意の方法により表決に加わり、議事を決することなどとして考えることができること。

2. 会議の公開について

オンライン会議システム等を活用して開催する総合教育会議等の公開については、会議の資料及びオンライン会議システム等の映像と音声を同時にインターネット上で配信することなどにより行うことが考えられること。

また、会議を対面の方法により行う場合であっても、傍聴を希望する者に対しては、会議の様態をインターネット上で配信することにより公開することも考えられること。

なお、会議の様態を録画したものを後日配信することによって公開したものとすることについては、元来会議はそれを傍聴させることにより公開されるものであることを踏まえ、慎重に判断する必要があること。

3. 議事録の作成と公表について

会議の議事録については、その閲覧を希望する者による検索を容易にする観点等から、会議の様態を録画したものが公開され、ホームページ上等で継続的に閲覧できる状態であったとしても、適切に作成し、公表するよう努める必要があること。

なお、音声認識技術の活用により議事録作成に係る作業の効率化を図るなどの工夫も考えられること。

4. オンライン会議システム等を活用して会議を開催する場合の留意点について

オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を開催する場合には、以下の点に留意すること。

- ・ 通信障害等により議事の進行に障害が生じた場合における対応をあらかじめ検討し、必要に応じ代替手段を確保しておくこと。
- ・ 非公開とすべき議事の情報について、誤り又は不正なアクセスにより漏えいすることのないよう、また、不正なアクセスにより議事が妨害されることのないよう、地方公共団体の情報セキュリティポリシーにのっとり適切な対策を講じること。
- ・ 会議の資料とする著作物について、公衆送信権等の著作権の取扱いに留意すること。

5. 通常時におけるオンライン会議システム等を活用した会議の開催について

オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を開催することについては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応という目的以外にも、例えば遠隔地にいる構成員の参加を容易にすることなどにも資することが考えられるところであり、通常時においても、上記1から4に留意して行うことも考えられること。

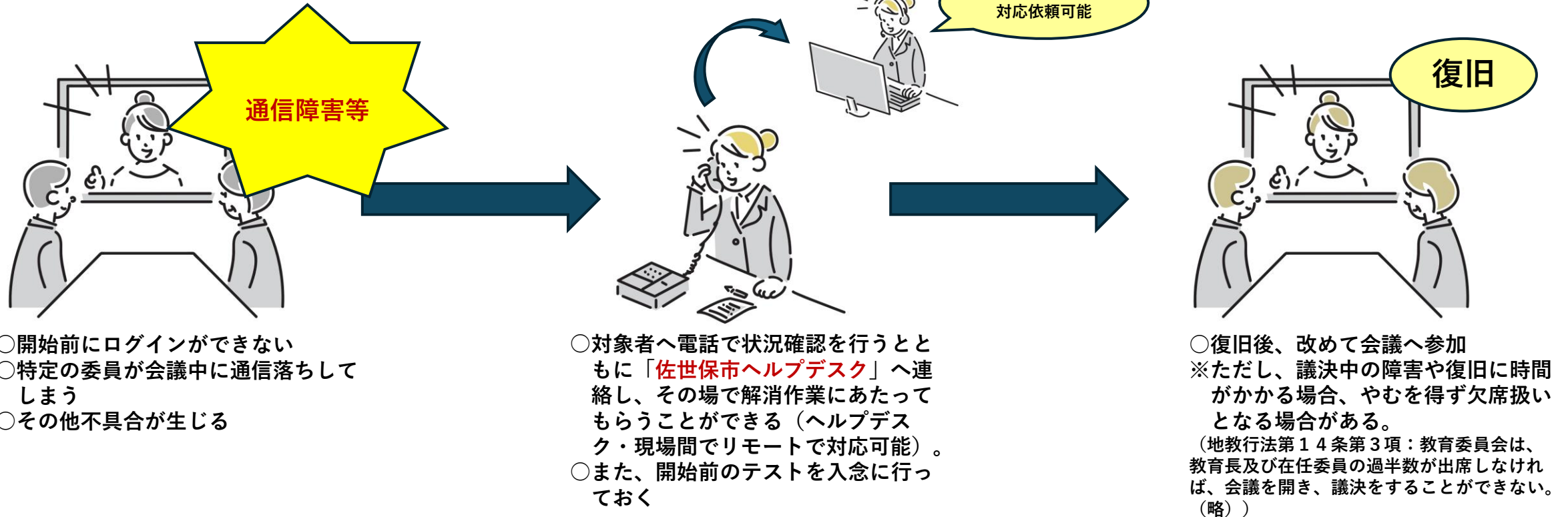
<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

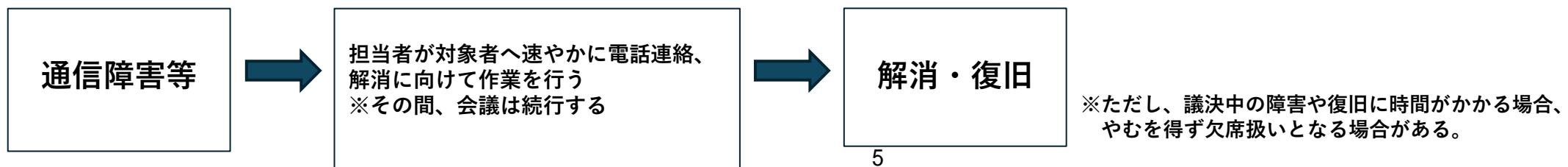
TEL：03-5253-4111（内線4678）

通信障害時等の対応について

佐世保市の対応（案）



福岡市（原則オンライン開催）の例



令和7年12月 定例教育委員会議題

佐世保市社会教育委員選任の件

佐世保市社会教育委員の選任について、次のとおり提案する。

令和7年12月25日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

- 1 候補者 別紙名簿のとおり
- 2 委員任期 令和8年2月1日から令和10年1月31日まで

(提案理由)

現任委員全員の任期満了(令和7年12月9日付)に伴い、新たに委員を選任するため提案するものです。

佐世保市社会教育委員の改選名簿（案）

◎現在の委員 【任期：令和5年12月10日～令和7年12月9日】

区分	推薦団体及び役職等	氏名	就任年月日
学校教育の 関係者	佐世保市小学校長会 (広田小学校長)	高 島 秀 雄 タカシマ ヒデオ	R7. 4. 24
	佐世保市中学校長会 (光海中学校長)	池 田 利 夫 イケダ トシオ	R7. 4. 24
社会教育の 関係者	佐世保市地区自治協議会 (小佐々地区自治協議会 地域学校協働本部推進員)	濱 昭 彦 ハマ アキヒコ	R5. 12. 10
	佐世保市PTA連合会 (PTA連合会会長)	永 吉 秀 行 ナガヨシ ヒデユキ	R7. 6. 26
	佐世保市教育会 (教育会監事)	岩 崎 勢 智 子 イワサキ セチコ	H27. 12. 10 (H17. 4. 22～ H19. 3. 31)
家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者	佐世保市民生委員児童委員 協議会連合会 (民児協理事)	深 町 な お フカマチ ナオ	R5. 12. 10
	佐世保私立幼稚園協会 (私立幼稚園協会総務委員長/学 校法人ブリッジ学園園長/認定子 ども園相浦幼稚園園長)	内 橋 亮 太 ウチハシ リョウタ	R3. 12. 10
学識経験の ある者	長崎短期大学 (教授)	小 玉 智 章 コダマ トモアキ	R5. 12. 10
	NPO法人子どもとメディアながさき (子どもとメディアながさき専務理 事/ながさきファミリープログラム ファシリテーター/長崎県メディア安 全指導員)	川 上 貴 子 カワカミ タカコ	R2. 5. 7



◎改選後 【任期：令和8年2月1日～令和10年1月31日】

氏名	推薦団体及び役職等	備 考
長 尾 俊 哉 ナガオ トシヤ	佐世保市小学校長会 (江迎小学校長)	新任 団体推薦
池 田 利 夫 イケダ トシオ	佐世保市中学校長会 (光海中学校長)	再任 団体推薦
小 川 秋 芳 オガワ アキヨシ	佐世保市地区自治協議会 (清水地区自治協議会 会計)	新任 団体推薦
永 吉 秀 行 ナガヨシ ヒデユキ	佐世保市PTA連合会 (PTA連合会会長)	再任 団体推薦
池 田 浩 イケダ コウ	佐世保市教育会 (佐世保市教育会会員)	新任 団体推薦
深 町 な お フカマチ ナオ	佐世保市民生委員児童委員 協議会連合会	再任 団体推薦
内 橋 亮 太 ウチハシ リョウタ	佐世保私立幼稚園協会 (私立幼稚園協会総務委員長/学校法 人ブリッジ学園園長/認定子ども園相 浦幼稚園園長)	再任 団体推薦
小 玉 智 章 コダマ トモアキ	長崎短期大学 (教授)	再任 団体推薦
川 上 貴 子 カワカミ タカコ	NPO法人子どもとメディアながさき (子どもとメディアながさき専務理事/な がさきファミリープログラムファシリ テーター/長崎県メディア安全指導員)	再任 団体推薦

令和 7 年 1 2 月 定例教育委員会議題

佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件

佐世保市立幼稚園条例施行規則（昭和 4 3 年教育委員会規則第 3 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣 内 康 昭

改正後	改正前														
<p>(園児定員数)</p> <p>第 2 条 幼稚園に設置する学級数及び収容する園児の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 50%;">学級数</th> <th style="width: 25%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">佐世保市立白南風幼稚園</td> <td style="text-align: center;">満 3 歳児・3 歳児学級 1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">85人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 歳児・5 歳児学級 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1 学級の園児数は、35人を上限とする。ただし、<u>満 3 歳児・3 歳児学級</u>にあつては15人を上限とし、<u>そのうち満 3 歳児は 5 名を上限とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	名称	学級数	定員	佐世保市立白南風幼稚園	満 3 歳児・3 歳児学級 1	85人	4 歳児・5 歳児学級 2	<p>(園児定員数)</p> <p>第 2 条 幼稚園に設置する学級数及び収容する園児の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 50%;">学級数</th> <th style="width: 25%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">佐世保市立白南風幼稚園</td> <td style="text-align: center;">3 歳児学級 1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">85人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 歳児・5 歳児学級 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1 学級の園児数は、35人を上限とする。ただし、3 歳児学級にあつては15人を上限とする。</p> <p>3 (略)</p>	名称	学級数	定員	佐世保市立白南風幼稚園	3 歳児学級 1	85人	4 歳児・5 歳児学級 2
名称	学級数	定員													
佐世保市立白南風幼稚園	満 3 歳児・3 歳児学級 1	85人													
	4 歳児・5 歳児学級 2														
名称	学級数	定員													
佐世保市立白南風幼稚園	3 歳児学級 1	85人													
	4 歳児・5 歳児学級 2														

改正後	改正前
<p>(入園時期)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>満3歳児は3歳になった月の翌月1日から入園を許可する。</u></p> <p>(預かり保育の時間等)</p> <p>第17条 預かり保育を行う時間は、次に掲げる預かり保育の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 教育課程に係る教育時間の終了後に行う保育 教育課程に係る教育時間の終了後から<u>午後6時まで</u></p> <p>(2) 長期休業日に行う保育 午前8時30分から<u>午後6時まで</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(入園時期)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(預かり保育の時間等)</p> <p>第17条 預かり保育を行う時間は、次に掲げる預かり保育の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 教育課程に係る教育時間の終了後に行う保育 教育課程に係る教育時間の終了後から<u>午後5時まで</u></p> <p>(2) 長期休業日に行う保育 午前8時30分から<u>午後5時まで</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

佐世保市立幼稚園（白南風幼稚園）の園児数確保の取組として、令和8年度から入園対象者に満3歳児を加えるとともに、預かり保育時間を午後6時までに延長するため、提案するものです。

【白南風幼稚園】満3歳児受け入れ、預かり保育時間延長に向けたスケジュール

R7年度						R8年度
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
園児募集(一次)	入園申込受付(4日～)		園児募集(二次)	入園者説明会		預かり保育時間延長開始(4月1日～)
			施設改修(保育幼稚園課)			満3歳児受け入れ開始(5月1日～)

1 2 月定例教育委員会 (報 告)

① 佐世保市青少年育成研修会の開催について（社会教育課） . . . P 1～P 1

令和7年度 佐世保市青少年育成研修会 実施要項

ふるさと佐世保の未来をつくろう ～わたしはこう考える～

地域における人と人とのつながりが薄れつつある昨今、私たちはふるさとの未来をつくるために今何をすればよいのでしょうか。

子どもたちは、ふるさとの未来についてどのように考え、どうあってほしいと願っているのでしょうか。

本会は、パネリストに8名の中学生を、コーディネーターとして文部科学省CSマイスター 西祐樹さんをお招きし、会場のみなさんといっしょにふるさと佐世保の未来について語り合い、世代を超えた学び合いを行うことを目的としています。 ※ CS:コミュニティ・スクール

- 主催 佐世保市青少年育成連盟 佐世保市教育委員会
- 後援 佐世保市PTA 連合会 佐世保市子ども会育成連絡協議会
- 日時 令和8年1月17日(土) 13:30 ~ 16:00
- 会場 清水地区コミュニティセンター 講堂 (自家用車でのご参加は「乗り合わせ」をお願いします)
- 参加者 どなたでも (特に企業、自営業を営む方々のご参加をお待ちしています。)
- 日程 13:30~14:00 開会行事 開会あいさつ 佐世保市青少年育成連盟会長 下村 徹
佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭
表彰式

14:00~15:55 パネルディスカッション

パネリスト

佐世保市立崎辺中学校 生徒代表



↑
アンケートにお答えください

- 福石中学校 //
- 山澄中学校 //
- 祇園中学校 //
- 光海中学校 //
- 清水中学校 //
- 愛宕中学校 //
- 宇久中学校 //

コーディネーター 文部科学省CSマイスター ^{にし}西 ^{ゆうき}祐樹 さん

15:55~16:00 閉会行事 閉会あいさつ 佐世保市青少年連盟副会長 山口 龍虎

西 祐樹さんのプロフィール



平成30年より文部科学省初等中等教育局参事官(学校運営支援担当)付に専門職として着任し、コミュニティ・スクールの全国普及に携わる。同年10月の組織再編後は総合教育政策局地域学習推進課に籍を移し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を担当、令和2年には課内異動により、公民館、社会教育士も担当する。

令和3年4月より春日市に戻り、文部科学省CSマイスターの活動をスタート。現在は議会事務局に勤務し、近隣の学校や社会教育施設へのアドバイザーを務めている。